

# 社会福祉法人太田福祉記念会

## 太田指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

(平成29年4月1日現在)

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 024-984-3846(午前8時30分～午後5時00分)

※ただし、夜間・土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)は  
090-2794-3453へご連絡下さい。

担 当 者 所長兼介護支援専門員 菅野多美子

※ご不明な点は、どんな事でもおたずねください。

### 2. 太田指定居宅介護支援事業所の概要

#### (1) 提供するサービスの種類等

事業所の名称	社会福祉法人太田福祉記念会 太田指定居宅介護支援事業所
所在地	福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1
介護保険事業所番号	0770300200 (指定居宅介護支援事業所)
サービスを提供する地域	郡山市、本宮市、猪苗代町

#### (2) 当事業所の職員体制

( ) 内は男性再掲

	資 格	常 勤	計	職務内容
管 理 者 (介護支援専門員、太田訪問介護事業所の管理者を兼務)	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事	1名	1名	職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事 (1名は管理者を兼務)	2名(1)	4名(2)	居宅介護支援業務を行います。
	介護支援専門員 介護福祉士	2名(1)		

#### 【主な職種の職員体制】

職 種	勤 務 体 制 (平日)
介護支援専門員	午前8時30分～午後5時00分 4名

#### (3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日 (第2・第4土曜日は除く。)
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時00分 (土曜日は午前8時30分～午後1時00分)
定 休 日	第2・第4土曜日、日曜日、祝祭日、 年末年始 (12月31日～1月3日)

### 3. 居宅介護支援の内容

- ①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者との連絡調整 ③サービス実施状況の把握及び評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力・援助 ⑦相談業務

### 4. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

① 居宅介護サービス計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。
② 居宅介護サービス計画の原案について、利用者及び家族等に説明し、同意を得た上で決定します。
③ 居宅介護サービスは1ヶ月に1回、又は利用者及び家族等の要請を受け、変更の必要がある場合には、利用者及び家族等と協議し計画を変更します。
④ 居宅介護サービスが変更された場合には、利用者に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。

### 5. 利用料金

#### (1) 利 用 料 (1カ月あたり)

##### 【取扱件数が40件未満の場合】

要介護1・2 10,420円

要介護3・4・5 13,530円

##### 【取扱件数が40件以上60件未満の場合(40件以上60件未満の部分)】

要介護1・2 5,210円

要介護3・4・5 6,770円

##### 【取扱件数が60件以上の場合(60件以上の部分)】

要介護1・2 3,130円

要介護3・4・5 4,060円

※1. 取扱件数とは、事業者の利用者数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を、事業者の介護支援専門員の員数で除した数をいいます。

※2. 新規に居宅サービス計画を作成又は要介護状態区分が2段階以上変更となった場合に居宅介護支援サービスを行った場合は、初回加算として3,000円が加算されます。

※3. 当事業所が次の基準に適合した場合は、特定事業所加算として4,000円が加算されます。

- ・主任介護支援専門員を配置していること。
- ・常勤専従の介護支援専門員が3名以上配置されていること。
- ・サービス提供に当たっての留意事項に関する伝達等の会議を定期的で開催していること。

- ・24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて相談に対応する体制を確保していること。
  - ・介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 40 件未満であること。
  - ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
  - ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること。
  - ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
  - ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ※4. 利用者が病院等に入院する場合に、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算として次に掲げるいずれかの料金を 1 月に 1 回を限度として加算されます。
- ・病院等を訪問し病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 2,000 円
  - ・病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 1,000 円
- ※5. 利用者が病院等から退院後、居宅サービスを利用する際、病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で居宅介護支援サービスを行った場合は、退院・退所加算として 3,000 円が入院又は入所期間中に付き3回を限度として加算されます。ただし、初回加算に該当する場合は加算されません。
- ※6. 利用者が指定小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を提供し、指定小規模多機能型居宅介護の利用に係る計画の作成等に協力した場合は、小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として3,000円が加算されます。
- ※7. 利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を提供し、看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成に協力した場合は、看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として 3,000 円が加算されます。
- ※8. 病院等の求めにより、病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合は、緊急時等居宅カンファレンス加算として 2,000 円を1月に2回を限度として加算されます。
- ※9. 保険料の滞納等により、保険給付金が直接業者に支払われない場合は1ヶ月あたり上記の利用料をお支払いいただきます。お支払いいただきますとサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと全額払い戻されます。
- ※10. 要介護認定を受けた利用者は、自己負担額はありませぬ。

## (2) 交 通 費

無 料

### (3) 解 約 料

利用者の都合によりいつでも解約することができます。料金はかかりません。

### (4) お支払い方法

料金が発生する場合、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、請求日より30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、現金又は銀行口座振込の2通りの中からご契約の際に選べます。

- |                                       |
|---------------------------------------|
| 1. 窓口での現金支払い                          |
| 2. 下記指定口座への振込(振込手数料については振込者の負担となります。) |
| 金融機関 郡山信用金庫 熱海支店 普通預金 1068656         |
| 名 義 社会福祉法人太田福祉記念会                     |
| 太田指定居宅介護支援事業所 所長 菅野多美子                |

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの開始

まずは、お電話等でお申し込みください。ご契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さい。いつでも解約できます。

#### ②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介します。

#### ③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

#### ④その他

利用者又は家族等が、事業者及び介護支援専門員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させていただく場合があります。

### 7. 事業の目的及び運営方針

#### (1) 事業の目的

要介護状態にある利用者に対し適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- ① 提供する居宅介護支援サービスは、介護保険法並びに厚生労働省令等の内容にそったものとします。
- ② 可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して支援します。
- ③ 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ④ 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援します。
- ⑤ 関係市町村、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携に努めます。

### 8. 秘密保持

管理者並びに職員(職員であった者も含む。)は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密は、いかなる場合においてもこれを他に漏らしません。

### 9. 事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、事故対応マニュアルに沿って必要な措置を講ずる他、ご家族や市町村等に速やかに連絡いたします。

### 10. 損害賠償

指定居宅介護支援にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して速やかにその損害を賠償いたします。

## 11. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所苦情受付担当

苦情解決責任者 所 長 菅 野 多美子

苦情受付担当者 介護支援専門員 山内美紀 電話024-984-3846

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

### (2) 苦情解決第三者委員

直接事業所に申し出できない場合は、当法人苦情解決第三者委員へお申し出下さい。

苦情解決第三者委員 伊藤清郷 電話024-922-2215

齋藤ちづ子 電話024-984-4281

### (3) その他

上記以外に、市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けております。

(福祉サービスの苦情・相談について)

福島県社会福祉協議会内 福島県運営適正化委員会事務局 電話024-523-2943

(介護保険サービスの苦情について) 福島県国民健康保険団体連合会 電話024-528-0040

(介護保険全般に関するお問い合わせ) 郡山市保健福祉部介護保険課 電話0120-65-3736

## 12. その他運営に関する重要事項

(1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。

(2) その他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会・評議員会で定めます。

## 13. 当法人の概要

〈法 人 名 称〉 社会福祉法人 太田福祉記念会

〈代 表 者 名〉 理事長 太田 宏

〈法 人 所 在 地〉 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1

〈電 話 番 号〉 024-994-0888

〈インターネット〉 URL <http://www.ohta-fukushi.or.jp>

〈定款の目的に定めた事業〉

- (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) (2) 短期入所生活介護事業  
(3) 地域支援・介護予防支援事業 (4) 居宅介護支援事業 (5) 訪問介護事業  
(6) 通所介護事業 (7) ケアハウス事業 (8) その他これに付随する業務

〈施設・事業所〉

- |     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| (1) | 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 2カ所 |
| (2) | 短期入所生活介護事業所         | 2カ所 |
| (3) | 地域包括支援センター          | 1カ所 |
| (4) | 居宅介護支援事業所           | 1カ所 |
| (5) | 訪問介護事業所             | 1カ所 |
| (6) | 通所介護事業所             | 3カ所 |
| (7) | ケアハウス               | 1カ所 |

居宅介護支援サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

平成 年 月 日

〈 事業者 〉 所在地 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1  
名称 社会福祉法人 太田福祉記念会  
太田指定居宅介護支援事業所  
代表者名 所長 菅野 多美子 印

〈 説明者 〉 職氏名 所長兼介護支援専門員 菅野 多美子 印

私は契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて、重要事項の説明を受けました。

〈 利用申込者 〉 氏名 \_\_\_\_\_ 印

〈 家族・代理人 〉 氏名 \_\_\_\_\_ 印